

津山市立津山東中学校 いじめ問題対策基本方針

めざす生徒像

他者とのつながりを大切にし、自ら学び、行動する、自立した生徒

い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも特別支援コーディネーター、養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組む。
- ・日頃から授業はもとより休み時間や放課後・休日の部活動などすべての場面において生徒理解に努め、家庭や地域とも連携し生徒の様子や生徒同士の人間関係の理解や変化の把握に努める。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りをすすめる。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施するとともに、学期ごとに教育相談を行い、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ・教職員や保護者、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。

＜重点となる取組＞

- ・道徳や学級活動・生徒会活動・学年行事・学校行事・部活動において規範意識の高揚と自己有用感を感じられる学校づくりを進める。
- ・「いじめ防止啓発月間」「人権週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・ネット上のやりとりで起因するいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用のあり方について系統的に行う。また、スマホサミットの取り組みを校内で取り入れるなど、適切に利用するよう意識を高める。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・学校の基本方針を公開し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・学校運営協議会(サポート委員)の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供により、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便りなどに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・学校評価アンケートで、いじめ問題への取り組みを評価してもらい、改善する。

学 校

い じ め 問 題 対 策 委 員 会

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

・年3回開催(学期ごと、必要に応じて学校外委員も参加)

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

- ・直後の職員会議で全教職員に周知
- ・緊急の場合は職員朝礼等で伝達

＜構成メンバー＞

·校外

PTA会長

・校内
校長、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、SC
特別支援コーディネーター、該当生徒の担任や学年

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

・津山市教育委員会

＜連携の内容＞

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣

＜学校側の窓口＞

・教頭

＜連携機関名＞

・津山警察署

＜連携の内容＞

・非行防止教室や情報モラル教室の実施と発生したいじめ事案への対応を相談

＜学校側の窓口＞

・生徒指導主事

— 1 2 3 4 5 6 7 8 9

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教員研修)

- ・教職員の指導力向上のため、集団づくり、QUの活用、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。

(生徒会活動)

- ・「いじめ防止啓発月間」「人権週間」において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

(居場所づくり)

- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において系統的に行う。

② 早期発見

(実態把握)

- 生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。
- 日々の生徒とのやりとりや関わりの中で、生徒が発するサインを早期につかむよう担任からの情報を学年や学校で共通認識する。

(相談体制の確立)

- 教職員をはじめスクールカウンセラーにも相談できることを生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)

- 生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- 毎週行う生徒指導委員会も情報共有に活用する。

(家庭への啓発)

- 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童生徒の様子を見つめるためのポイントを伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

(自治力の育成)

- 児童生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。
- いじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育等の充実を図る。

③ いじめへの対処

- ・(いじめの有無の確認)
- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。
- (いじめられた生徒への支援)
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた生徒への指導)
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。場合によっては、関係機関との連携をはかる。
- (いじめ解消へ向けて)
- ・いじめ問題解消へ向けて、見守りを継続したり、本人や保護者に面談等で「心身の苦痛がない」ことを確認する。
- (関係機関との連携)
- ・必要に応じて関係機関と連携し、速やかな対応を行う。